



【資料 8】

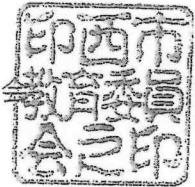
報告（3） 社会教育関係団体の認定取消について

社 会 教 育 関 係 団 体 認 定 取 消 通 知 書

令和 8 年 7 月 3 日

特定非営利活動法人いんざい子ども劇場
代表 山中 真美子 様

印 西 市 教 育 委 員 会



平成 9 年 5 月 2 9 日付けをもって社会教育関係団体として認定したことについて、
次の理由により、認定を取り消いたします。

記

取り消し理由

令和 8 年 6 月 2 5 日付で社会教育関係団体認定取消申請書の提出があり、印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程第 9 条第 1 項の規定に基づき認定を取り消すため。

第4号様式 (第8条)



社会教育関係団体解散届書

令和8年6月25日

(あて先) 印西市教育委員会教育長

団体名 特定非営利活動法人 いんざい子ども劇場
届出者 山中真美子
連絡先 [REDACTED]

次のとおり解散しましたので届け出ます。

団体名	特定非営利活動法人 いんざい子ども劇場
代表者名	山中真美子
解散年月日	令和8年6月30日
解散理由	会員数の減少 理事の確保が困難なため



社会教育関係団体認定取消申請書

令和 6 年 6 月 25 日

印西市教育委員会 様

申請団体名 特定非営利活動法人いんじい子ども
代表者住所 [REDACTED] 劇場
又は事務所の住所 印西市 [REDACTED]
氏 名 山中 真美子
電話番号 [REDACTED]

下記の理由により、社会教育関係団体認定の取り消しを申請いたします。

記

取り消し理由

解散のため

印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、印西市における教育関係団体の認定基準に関し、必要な事項を定める。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育に関する事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約を有すること。
- (3) 一定基準の会員数を有し、役員が選出されていること。
- (4) 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実になされていること。
- (5) 事務所を市内に有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、印西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 役員の名簿及び会員数
- (4) その他必要と認める書類

(認定)

第4条 社会教育関係団体の認定は、社会教育委員会議の意見を聞いて教育長がこれを行う。

(認定の例外)

第5条 第2条の規定にかかわらず、文部科学省及び千葉県教育委員会において、社会教育に関係ある団体としているもの、又は、その下部組織については、これを社会教育関係団体として認定する。

2 公民館等を活動の拠点とするサークル等にあつては、これらのサークルで構成する団体をもって、第2条に規定する団体とみなす。

(認定の通知)

第6条 教育長は、第4条の規定により社会教育関係団体として認定したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(認定団体の義務)

第7条 社会教育関係団体として認定された団体は、毎年度当初に次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画

- (2) 役員の名簿及び会員数
- (3) その他必要と認める書類
- (変更又は解散の届出)

第8条 社会教育認定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに社会教育関係団体申請事項変更届出書（別記第3号様式）又は社会教育関係団体解散届出書（別記第4号様式）を教育長へ届け出なければならない。

- (1) 規約又は会則及び役員に変更があったとき。
- (2) 活動を停止したとき。
- (3) 講師等に変更があったとき。
- (4) 解散したとき。

2 教育長は、前項第4号の規定により、社会教育関係団体が解散したときは、社会教育委員会議に報告しなければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育長は、社会教育関係団体が公民館等使用に対して、法第23条の規定に抵触し、又は、第2条及び第5条の要件を満たさなくなったとき、又は、前2条の義務を怠ったときは、社会教育関係団体の認定を取消することができる。

2 前項の規定により社会教育関係団体の認定を取消したときは、当該団体の代表者に社会教育関係団体認定取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(報告)

第10条 教育長は、社会教育関係団体に対し必要に応じて事業内容等について報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規定は平成8年4月1日より施行する。

附 則

この規程は令和4年10月21日より施行する。

別 記

第1号様式（第3条）

第2号様式（第6条）

第3号様式（第8条）

第4号様式（第8条）

第5号様式（第9条）